

証 明 願

水戸市農業委員会会長 様

代理人 住所  
氏名 ⑩  
願出人 住所  
氏名 ⑩

下記土地については、農地法第 2 条の農地でないことを証明願います。

1 土地の表示

市町村	大字	字	地番	登記簿 地目	面積 (㎡)	所有者	利用状況及び 経過年数
水戸市							

2 現在の利用状況

3 非農地となった時期及び証明を必要とする理由

添付書類等

- ア 非農地になったことが客観的に証明できる公的証明等（家屋登記事項証明書、課税証明等）
- イ 現況写真
- ウ 土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
- エ 願出書土地の公図の写し
- オ 必要に応じ、航空写真、建物の登記事項証明書（願出書土地に建物がある場合。）等の公的機関が発行した書面等、非農地となっている現況及びその時点が確認可能なもの

水戸農委現証明第 号

上記願出のとおり農地法第 2 条の農地でないことを証明する。

令和 年 月 日  
水戸市農業委員会会長

## 留意事項

証明の範囲は、以下のとおりです。

- ① 昭和 21 年 11 月 21 日以前から農地法第 2 条に定める農地でないもの
- ② 天災等の自然災害により非農地になったもので農地に復元が困難なもの
- ③ 耕作放棄地のうち、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものや、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等が計画されている場合を除く。）
- ④ 非農地になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないもの又は原状回復命令を受けていないもの（他法令違反の是正指導中でないもの等を含む。）

**ただし、耕運機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地については当然農地であるので証明書の発行は行いません。**